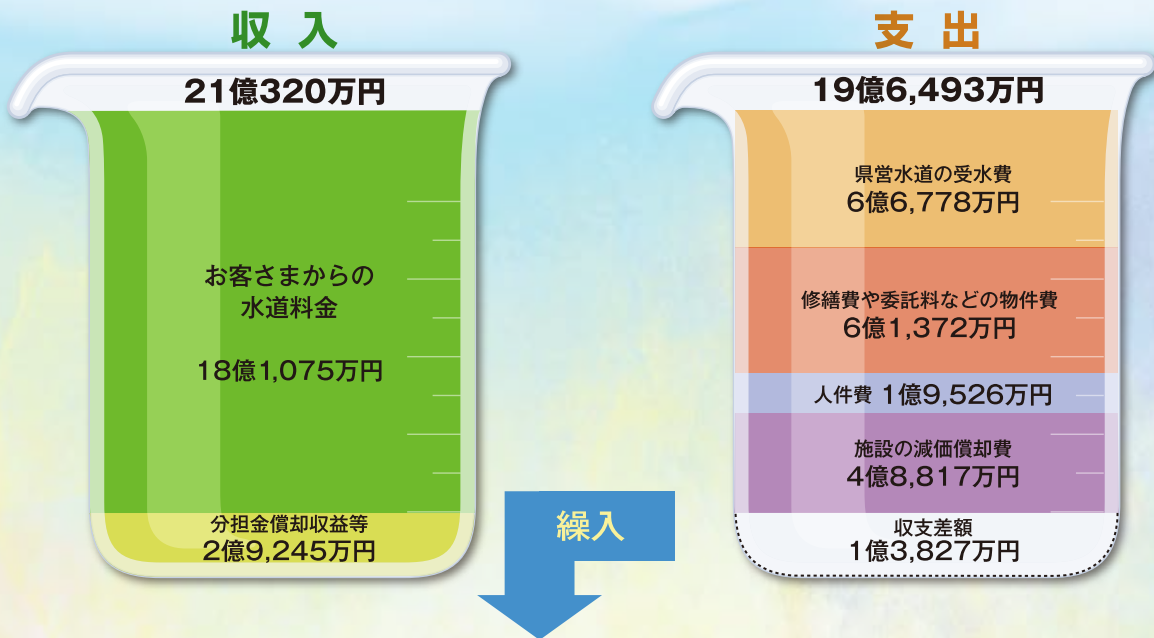


令和5年度水道事業予算のあらまし

水道水をつくるための収入と支出(収益的収支)



留保資金

資本的収支の不足額は、減価償却費や積立金などの留保された資金で補てんします。



水道施設をつくるための収入と支出(資本的収支)

充当

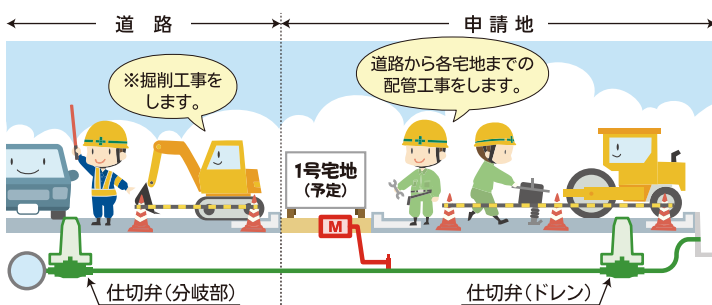
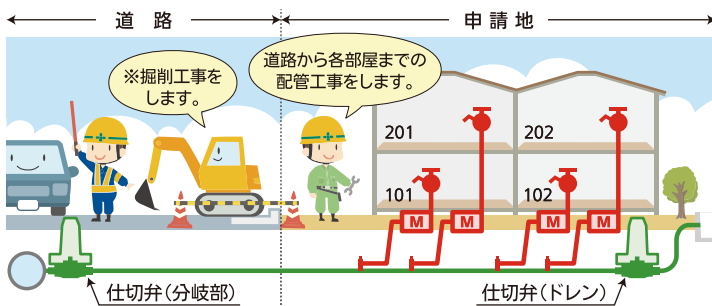
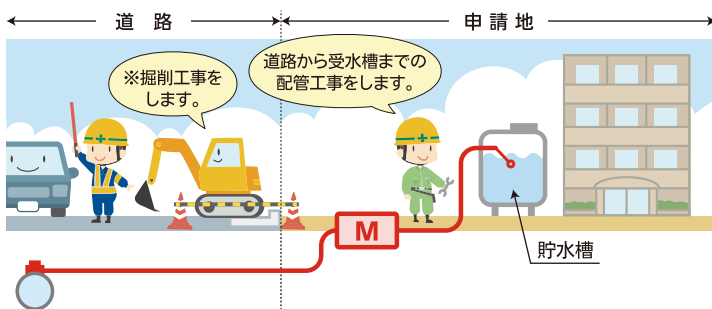
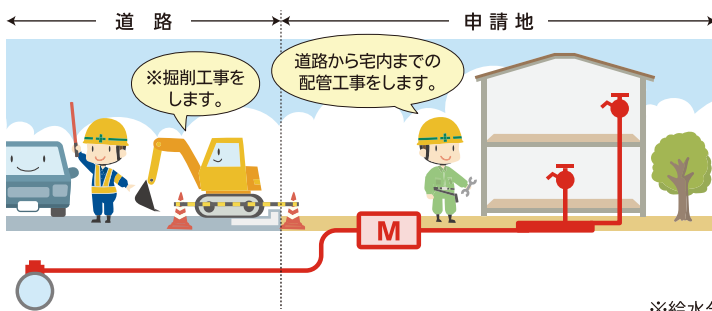
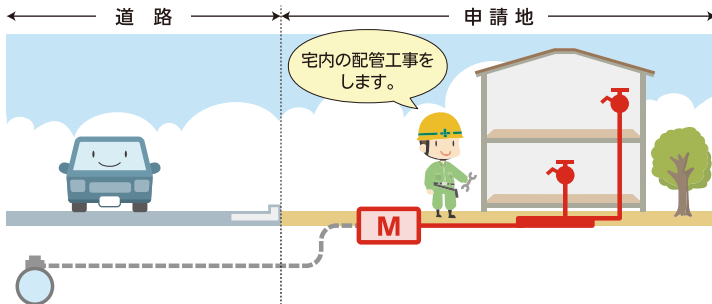


給水装置工事に必要な費用

下記の各図の



範囲での工事をされる場合には、工事代とは別に右記の費用が必要となります



お家の建替、リフォーム等に伴いメーターより宅内の既設給水管を改造し給水を受ける場合

●給水装置工事申込書 (———)

- 1 申込審査手数料 4,000円
- 2 竣工検査手数料 4,000円
- 3 仮設竣工検査手数料 4,000円(必要に応じ)

住宅等の建築に伴い、給水管を新設又はメーターを増径するため給水管を改造し給水を受ける場合

●給水装置工事申込書 (———)

- 1 申込審査手数料 4,000円
- 2 竣工検査手数料 4,000円
- 3 仮設竣工検査手数料 4,000円(必要に応じ)
- 4 給水分担金(税込) 220,000円~(メーター口径別)

※給水分担金はメーターの口径によって異なります。右記を参照してください。

マンション、病院、工場等の建築に伴い給水管を新設又はメーターを増径するため給水管を改造し貯水槽を設置して給水を受ける場合

●給水装置工事申込書 (———)

- 1 申込審査手数料 4,000円
- 2 竣工検査手数料 4,000円
- 3 仮設竣工検査手数料 4,000円(必要に応じ)
- 4 給水分担金(税込) 220,000円~(メーター口径別)

アパート等建築に伴い配水管、給水管を新設し給水を受ける場合

●給水装置工事申込書×戸数分 (———)

- 1 申込審査手数料 4,000円
- 2 竣工検査手数料 4,000円
- 3 仮設竣工検査手数料 4,000円(必要に応じ)
- 4 給水分担金(税込) 220,000円~(メーター口径別)

●上水道給水申請 (———)

- 業務諸費 (——— 部分の工事費 消費税込の8%)

宅地造成等に伴い配水管、給水管を新設し給水を受ける場合

●給水装置工事申込書×戸数分 (———)

- 1 申込審査手数料 4,000円
- 2 竣工検査手数料 4,000円
- 3 仮設竣工検査手数料 4,000円(必要に応じ)
- 4 給水分担金(税込) 220,000円~(メーター口径別)

●上水道給水申請 (———)

- 業務諸費 (——— 部分の工事費 消費税込の8%)

給水分担金

給水分担金はメーターの口径により金額が異なります。右記金額に消費税及び地方消費税額を加算した額になります。

メーターの口径	金額	消費税10%の場合の金額
20ミリメートル以下	200,000円	220,000円
25ミリメートル	360,000円	396,000円
40ミリメートル	1,152,000円	1,267,200円
50ミリメートル	1,710,000円	1,881,000円
75ミリメートル	4,428,000円	4,870,800円
100ミリメートル	8,964,000円	9,860,400円
150ミリメートル	24,372,000円	26,809,200円

メーターを増径された場合は新口径に応ずる給水分担金と旧口径に応ずる給水分担金との差額を収めていただきます。

(例) 20ミリメートルから25ミリメートルにメーターを増径した場合

$$360,000円 - 200,000円 = 160,000円 + 16,000円 = \underline{176,000円}$$

(25ミリメートル) (20ミリメートル) (消費税額)

手数料

給水装置工事を申し込む際に手数料を収めていただきます。手数料は非課税ですので税金はかかりません。

申込審査手数料 4,000円 (1回につき)

竣工検査手数料 4,000円 (1回につき)

業務諸費

配水管を新設又は増径された場合、工事費に消費税を加算し8%乗じた額を収めていただきます。

(例) 配水管の工事費が1,000,000円の場合

$$1,000,000円 + 100,000円 = 1,100,000円 \times 8\% = \underline{88,000円}$$

(工事費) (消費税額)

〈詳しくは、上下水道部工務課給水係 (☎53-3664) へお問い合わせください。〉

災害に強い水道づくり

水道施設の耐震化への取り組み

大和郡山市上下水道部では、地震・台風等の災害時にもいつでも安心・安全な給水を行うために、水道施設の耐震化に取り組んでいます。

老朽化した水道管は耐震管であり寿命が長いGX形ダクタイル鋳鉄管や高密度ポリエチレン管へ入れ替えを行っています。

令和4年度は約7.7kmを更新及び耐震化を行いました。

現在、大和郡山市の地中に埋まっている水道管は令和4年度末で約529kmあり、そのうち約88km(全体の16.7%)が耐震化されています。

GX形ダクタイル鋳鉄管



配水用ポリエチレン管



大和郡山市民安全メール配信サービスの水道情報の配信について

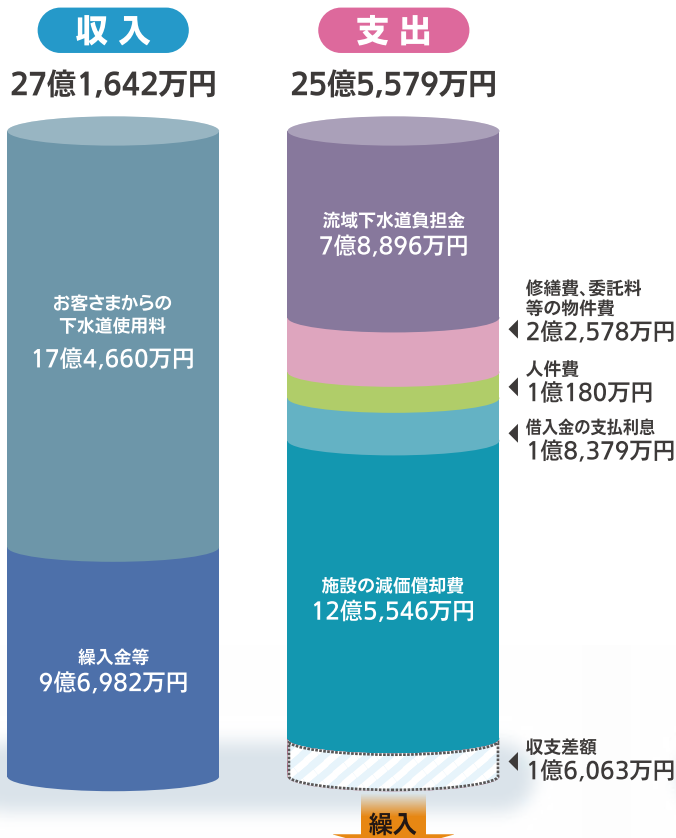
水道の突発事故による断水や災害時の給水拠点などの情報をメールで配信できるようになりました。配信を希望される方は、下記のメールアドレスまたは、QRコードから空メールを送信して登録をお願いします。

メールアドレス yk@yk.yamatokoriyamacity.jp

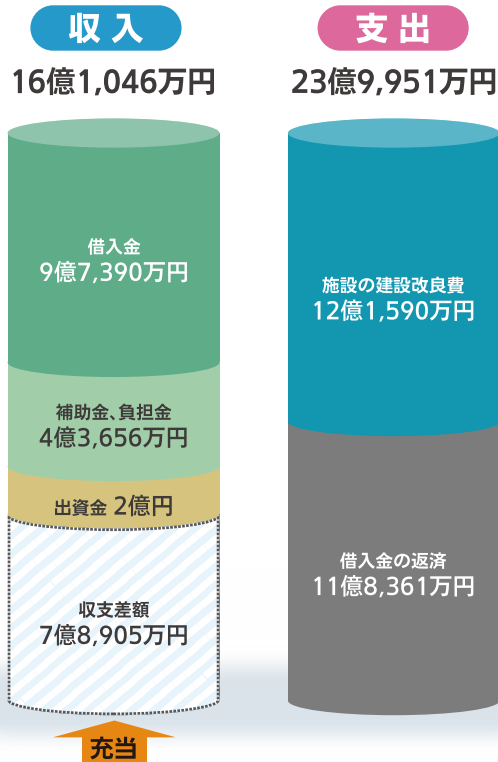


令和5年度 下水道事業予算のあらまし

下水を処理するための 収入と支出(収益的収支)



下水道施設をつくるための 収入と支出(資本的収支)



繰入金

留保資金 資本的収支の不足額は、減価償却費や積立金などの留保された資金で補てんします。

充当

流域下水道負担金とは、汚水や雨水を奈良県の流域下水道処理施設へ流しているため、その排水量に応じて奈良県に支払うお金になります。



下水道へ接続し、環境を守りましょう!

下水道は、一般家庭等から排出される汚水を衛生的に処理し、みなさまの生活環境や河川の水質を良好に保つための施設です。下水道が使えるようになった区域でトイレの水洗化をされていない家庭、浄化槽を利用している家庭は、早期に下水道へ接続していただくようお願いいたします。衛生的で快適な生活環境の確保や河川をより良くするために下水道への接続にご理解とご協力をお願いいたします。



令和5年度水質検査計画の概要

水道事業者は毎事業年度開始前に、水質検査計画を策定しなければなりません。

大和郡山市では、より安全性を保證する観点から法令に定められた回数かそれ以上の回数で検査を実施しています。

No.	試験項目	水質基準値	※水道法による大和郡山市の必要水質検査回数	大和郡山市の検査回数
1	一般細菌	100個/ml	年12回	年12回
2	大腸菌	検出しない	年12回	年12回
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l	3年に1回	年1回
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l	3年に1回	年1回
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l	3年に1回	年1回
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l	3年に1回	年1回
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l	年4回	年4回
8	6価クロム及びその化合物	0.02mg/l	3年に1回	年1回
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l	3年に1回	年1回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l	年4回	年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l	3年に1回	年1回
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l	年1回	年1回
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l	3年に1回	年1回
14	四塩化炭素	0.002mg/l	3年に1回	年1回
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l	3年に1回	年1回
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l	3年に1回	年1回
17	ジクロロメタン	0.02mg/l	3年に1回	年1回
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l	3年に1回	年1回
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l	3年に1回	年1回
20	ベンゼン	0.01mg/l	3年に1回	年1回
21	塩素酸	0.6mg/l	年4回	年4回
22	クロロ酢酸	0.02mg/l	年4回	年4回
23	クロロホルム	0.06mg/l	年4回	年4回
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l	年4回	年4回
25	ジブromokロロメタン	0.1mg/l	年4回	年4回
26	臭素酸	0.01mg/l	年4回	年4回
27	総トリハロメタン	0.1mg/l	年4回	年4回
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l	年4回	年4回
29	ブromोजクロロメタン	0.03mg/l	年4回	年4回
30	ブromホルム	0.09mg/l	年4回	年4回
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l	年4回	年4回
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l	3年に1回	年1回
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l	年1回	年1回
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l	3年に1回	年1回
35	銅及びその化合物	1mg/l	3年に1回	年1回
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l	年1回	年1回
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l	3年に1回	年1回
38	塩化物イオン	200mg/l	年12回	年12回
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l	年4回	年4回
40	蒸発残留物	500mg/l	年4回	年12回
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l	3年に1回	年1回
42	ジオスミン	0.00001mg/l	年4回	年4回
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l	年4回	年4回
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l	3年に1回	年1回
45	フェノール類	0.005mg/l	3年に1回	年1回
46	有機物(TOCの量)	3mg/l	年12回	年12回
47	pH値	5.8~8.6mg/l	年12回	年12回
48	味	異常なし	年12回	年12回
49	臭気	異常なし	年12回	年12回
50	色度	5度	年12回	年12回
51	濁度	2度	年12回	年12回

※水道法による大和郡山市の必要水質検査回数は、水源毎の過去における水質検査結果により多少異なります。

●給水装置2次側優先紹介事業協定業者

業者名	住所	電話番号
(株)クラシアン	番条町	クラシアンの連絡先は上下水道部（電話 53 3661）にお問い合わせください。 ※連絡先のお伝えについては24時間365日対応。

●市内の水道（給水装置） 指定工事業業者一覧表（令和5年4月現在）

業者名	住所	代表者名	電話番号
岡田商店	横田町	岡田 茂	(56) 3237
(株)亀岡土木	南郡山町	亀岡 彦穂	(53) 9194
(有)北村住設	柳町	北村 博史	(52) 3359
(株)クラハラ	井戸野町	倉原 定	(53) 4182
(有)シンワ商工	矢田町	竹田 博文	(53) 2209
辻本設備	本庄町	辻本 正行	(56) 5389
奈良日化サービス(株)	千日町	井戸 和之	(55) 0437
(有)西本設備工業所	新町	西本 守	(52) 0731

水道の新設、増設、改造、修理などの工事の申込は、指定工事店へ依頼してください。水道工事にあたっての届出等の諸手続を代行していただけます。

業者名	住所	代表者名	電話番号
日本ハウジング設備工業(株)	美濃庄町	森 義治	(53) 3330
福井設備(株)	筒井町	福井 文雄	(59) 1746
(有)PlumbingService Morishita	城南町	森下 優二	(55) 3931
堀口設備工業	矢田町	堀口 昌吾	(55) 2415
(株)マエダ	額田部寺町	前田 憲彦	(56) 5106
三浦産業(株)	南郡山町	三浦 伸一	(53) 2617
森下住設(株)	城南町	森下美千代	(53) 2277
森信設備工業	藤原町	森下 信哉	(20) 6806

※下水道の指定工事店につきましては、市のホームページ、または下水道推進課維持普及係までお問合せください。

上下水道部の組織について

業務課

問い合わせ：53-3661

お客さま係

水道の開・閉栓や名義変更、水道料金、事務経営の企画・人事労務・文書に関することや諸統計及び調査に関すること。みなさんに配布されている、「ふれっしゅ郡水」の刊行をしています。

経理係

主に財政計画や資金計画に関することを行っています。経費を削減しながら効率の良い事務運営を考えています。

下水道推進課

問い合わせ：58-5600

庶務係

受益者負担金に関することなど。

維持普及係

下水道使用料や維持管理、改造資金の貸付、指定工事店に関することを行っています。

計画係

主に下水道事業の計画・認可に関することを行っています。

事業係

下水道事業の工事施工に関することを行っています。

工務課

施設係

施設の拡張、改良事業の整備計画さらには設計や施工に関することなどを行っています。

給水係

給水装置工事の受付、審査、許可、指導に関したことなどを行っています。

維持管理係

配管図面の作成や整備、保管に関することや配水管の維持管理などを行っています。

施設係とタイアップしながら、断水や濁水、給水制限に関することなどもしています。

浄水係

原水、浄水、送水、受水量の制御や主管浄水場に係る施設の操作、維持管理、水質検査や試験に関することなどを行っています。

